明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件第三条第一項の規定に基づき、金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率（**金融庁**一一）　二

○銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項第一条第一項第五号の規定に基づき、金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率（**同**一二）　七

○銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項第一条第一項第六号の規定に基づき、金融庁長官が別に定める持株レバレッジ比率（**同**一三）　二

○銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項等の一部を改正する件（**同**一四）　六

○信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項第七条第一項の規定に基づき、金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率（**同**一五）　三

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項を改正する件（**金融庁・財務・経済産業**二）　六

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項第四条第一項の規定に基づき、経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率（**同**三）　七

○農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部を改正する件（**同**三）　三

○農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項第三条第一項の規定に基づき、農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率（**金融庁・農林水産**二）　三

○政党助成法第二十一条第一項の規定による政党の解散等の届出があったので公表する件（**総務**六九、七〇）　三

○政党助成法第二十七条第二項の規定による特定交付金を受けようとする政治団体の届出があったので公表する件（**同**七一）　四

○特定交付金の交付を受けるべき政治団体の名称及び当該政治団体に対して交付すべき特定交付金の額を公表する件（**同**七二）　四

○平成二十六年分として交付した政党交付金の総額及び各政党に対して交付した政党交付金の額を公表する件（**同**七三）　四

○平成二十六年中において交付した特定交付金の総額及び特定交付金の交付を受けるべき政治団体に対して交付した特定交付金の額を公表する件（**同**七四）　四

○政党助成法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表するとともに、併せて政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件の一部を訂正する件（**同**七五）　四

○政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（**同**七六、八〇）　四

○政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件（**同**七七）　四

○政党助成法第二十四条第一項の規定による合併に関する届出があったので公表する件（**同**七八）　四

○政党助成法第二十五条第一項の規定による分割に関する届出があったので公表する件（**同**七九）　四

○平成二十七年度高等学校卒業程度認定試験の施行期日等を定める件（**文部科学**四九）　六

〔**官庁報告**〕

労　働

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　七

国家試験

平成二十七年一級建築士試験の施行について（国土交通省）　七

〔**公　告**〕

諸　事　項

裁判所

破産、免責関係　七

特殊法人等

独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、西日本高速道路株式会社工事一部完了、土地家屋調査士名簿登録等関係　七

地方公共団体

行旅死亡人関係　八

会社その他

会社決算公告　九

○水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法等の一部を改正する件（**厚生労働**五六）　七

○都市計画に関する件（**東北地方整備局**三一、三二）　六

○都市公園の供用を開始する件（**関東地方整備局**九六）　六

○道路に関する件（**同**九七）　六

○都市計画に関する件（**中国地方整備局**二八、二九）　六

○道路に関する件（**九州地方整備局**三四）　六

○道路に関する件（**北海道開発局**三〇～三二）　七

○浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件（**同**三三、三四）　七